

令和5年4月1日以降に婚姻された皆さまへ

桜川市 結婚お祝い金 10万円を支給します!



対象の要件

次のすべてに当てはまる方

- ・婚姻の届出を令和5年4月1日以降に提出し、受理された夫婦であること
- ・婚姻届が受理された日から6ヶ月以内に夫婦ともに住民基本台帳に同一世帯として登録され、かつ、市に居住し同居していること
- ・結婚お祝い金の交付後、転出することなく、住民基本台帳に同一世帯として登録され、市に居住し、同居することを誓約すること
- ・婚姻届が受理された日における夫婦の年齢合計が80歳未満であること
- ・交付申請時において、市税を滞納していない夫婦であること
- ・同一人との再婚でないこと
- ・同一世帯に属する者全員が、暴力団員でないこと



提出書類

- ☐ 桜川市結婚お祝い金交付申請書兼請求書 ☐ 誓約書 ☐ 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本
☐ 婚姻後の本籍及び続柄が記載された住民票謄本 ☐ 完納証明書(税等を滞納していないことが確認できる書類)

申請から交付までの手順

1 申請

申請書兼請求書に必要事項を記入し、必要書類を添えて、婚姻届を受理されてから1年以内に提出してください。

〔提出先〕

岩瀬庁舎・・・生活環境課
大和庁舎・・・大和総合窓口課
真壁庁舎・・・真壁総合窓口課

2 審査

市が提出された書類を審査し、お祝い金の交付を決定します。

3 決定

申請者へ交付決定通知書が届きます。

4 支給

申請書兼請求書に記入された口座に後日振り込まれます。

※振り込みには、約1ヶ月程度かかります。



申請方法や必要書類など、詳しくはホームページまたは下記までお問い合わせください。

問い合わせ先 桜川市役所生活環境課(岩瀬庁舎2階) 電話:0296-75-3111(代表)